

産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡市博多区月隈一丁目10番18号

氏名 株式会社 エスケイ

法人にあっては名称
及び代表者の氏名

代表取締役 坂本 尚紀

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

福岡市長 高島 宗一郎



許可の年月日 令和 2年 5月 6日

許可の有効年月日 令和 9年 5月 5日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

事業の区分 : 中間処理業

処理方式 : 選別、破碎、圧縮・梱包

産業廃棄物の種類 :

選別

廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等（以上3品目については自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、以下余白

破碎

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、以下余白

圧縮・梱包

廃プラスチック類（軟質系のものに限る。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、以下余白

2. 事業の用に供する施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

中間処理及びその処理に付随する行為は、設置場所にて行うこと

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 5月 6日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

あり

備考

「優良」の表示は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の4の2に規定する、産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合したことを示すもの。石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、産業廃棄物の種類に「含む」の記載がない場合はそれぞれを含まない。

2. 事業の用に供する施設

施 設 の 種 類	選別施設
設 置 場 所	福岡市博多区月隈一丁目522番70
設 置 年 月 日	平成17年 5月 6日
処 理 能 力	廃プラスチック類, 金属くず及びガラスくず等 (以上3品目については自動車等破砕物を除く。), 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, がれき類, 以下余白

261 t / 日 (8時間)

施 設 の 種 類	破砕施設
設 置 場 所	福岡市博多区月隈一丁目522番70
設 置 年 月 日	平成31年 3月20日
処 理 能 力	廃プラスチック類 3.34 t / 日 (8時間)
	紙くず 5.09 t / 日 (8時間)
	木くず 4.24 t / 日 (8時間)
	繊維くず 4.80 t / 日 (8時間)

施 設 の 種 類	圧縮・梱包施設
設 置 場 所	福岡市博多区月隈一丁目522番70
設 置 年 月 日	令和 2年 3月 2日
処 理 能 力	廃プラスチック類 297 t / 日 (8時間) (軟質系のものに限る。)
	紙くず 273 t / 日 (8時間)
	木くず 362 t / 日 (8時間)
	繊維くず 188 t / 日 (8時間)
	金属くず 134 t / 日 (8時間)

以下余白